

一般質問発言通告書

発言順位 5 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第 51 条第 1 項の規定により通告します。

2015 年 2 月 19 日

三島市議会議員 土屋 俊博 様

三島市議会議員 23 番 下山 一美



質問事項 1	第 6 期介護保険事業計画の諸問題について
具体的内容	
高齢化の進展とともに重要度を増している介護保険制度だが、来年度からの 3 年間の制度設計としての「第 6 期三島市介護保険事業計画」が示されたが、そこにある課題について質問する。	
1 予防給付の見直しによる、要支援 1・2 を対象にした市町村「総合事業」について	
①介護予防給付のうちの「訪問介護・通所介護」は、改正後「介護予防・日常生活支援総合事業」に「移行」される。介護保険での「給付」から「事業」になるが、どのように変わるのか。	
②給付から「事業」への変化は何を意味するのか。現行の予防給付の水準は継続されるのか。	
③総合事業の上限については、その市町村の「75 歳以上高齢者の伸び以下」の増加率しか認めないとされている。『計画』の「介護保険事業費の算定」では、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は、事業額が前年度比マイナスとなっている。この理由は何か。	
④総合事業の担い手、受け皿は、企業、団体、NPO、ボランティアとのことだが、従来の介護の専門家によるサービスが引き続き受けられるようにすべきと考えるがどうか。	
2 特別養護老人ホームの機能の重点化について	
①第 6 期での特養建設ゼロの理由は何か。	
②要介護 3 以上への入所要件の厳格化により、三島市民への影響はどうか。	
③「軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう、適切な措置を講ずること」との参議院付帯決議に沿って対応すべきではないか。	
④新たな特養建設に取り組むべきではないか。	
3 介護認定について	
①「基本チェックリスト」により、適切なサービスが受けられるのか。	
②相談窓口での「基本チェックリスト」の対応は、介護認定調査員などの専門家が対応すべきではないか。	
③相談窓口では要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けは行うべきではない。総合サービス利用を希望する場合でも、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐべきではないか。	
4 第 6 期の介護保険料について	
① 第 1・第 2 段階の低所得者の保険料の軽減率はなぜ 50%なのか。	
②公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、2015 年度から当初案どおり実施するよう働きかけるべきだ。また、国が実施しなければ自治体として独自に軽減措置を行うべきだ。	
③一般会計からの繰入で介護保険料の値上げの抑制、及び保険料の減免を拡充すべきだ。厚労省は「保険料減免」の三原則として、一般会計からの繰入について制限を設けているが、一般会計からの繰入は可能ではないか。	